

原子力損害賠償支援機構法案の概要

平成23年6月
内閣官房

1. 法案の趣旨

東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害を受け、政府として、

- ① 被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ② 東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避
- ③ 電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織（機構）を中心とした仕組みを構築する。

(1) 原子力損害賠償支援機構の設置、原子力事業者からの負担金の収納

原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対応する支援組織として、原子力損害賠償支援機構を設け、損害賠償に備えるため積立てを行う。

機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。

機構に、第三者委員会的な組織として「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行う。

(2) 機構による通常の資金援助

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができる。

(3) 機構による特別資金援助

①特別事業計画の認定

機構が原子力事業者に資金援助を行う際、政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を求める。

特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者（ステークホルダー）の協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載する。

機構は、計画作成にあたり原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行う。

主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定する。

②特別事業計画に基づく事業者への援助

主務大臣の認定を受け、機構は、特別事業計画に基づく資金援助（特別援助）を実施するため、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還を求め（現金化）、原子力事業者に対し必要な資金を交付する。

機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援する。

（４）機構による国庫納付

機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。

機構は、負担金等をもって国債の償還額に達するまで国庫納付を行う。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、機構に対して必要な資金の交付を行うことができる。

（５）損害賠償の円滑化業務

損害賠償の円滑な実施を支援するため、①被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、②原子力事業者が保有する資産の買取りを行う。

3. 施行期日等

公布の日から施行する。なお、政府は、エネルギーに関する施策の在り方についての検討を踏まえつつ、法律施行後、適当な時期に、①損害賠償の実施の状況、②電力の安定供給等事業の運営の状況、③経済金融情勢その他の事情、等について検討し、所要の措置を講ずる。

「原子力損害賠償支援機構法案」の概要

東京電力福島原子力発電所の事故によって、住民や事業者の方々に大きな損害が発生している。政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保するため、**国民負担の極小化**を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行う。

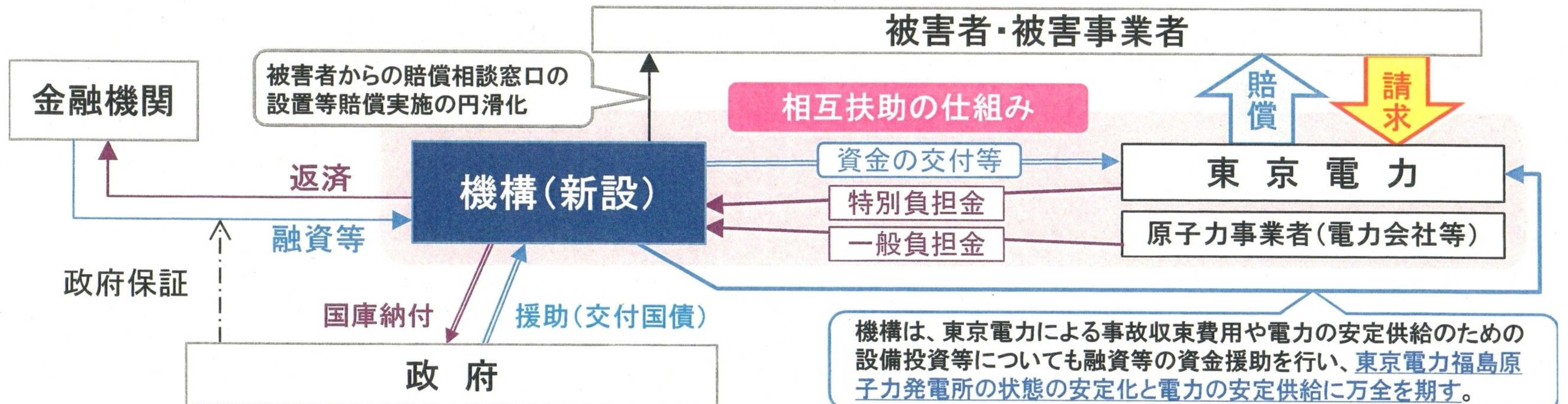
課題

- 現時点で事故が収束しておらず、**賠償総額の見通しが立っていない**。
- **東京電力による被害者への完全な損害賠償が速やかになされるよう体制の整備が不可欠**。
- 東京電力は、**必要な設備投資や燃料調達等の継続、事故収束への対応が資金繰りの面で困難な状況**。

新たな支援措置の概要

- 巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者が損害賠償の支払等に対応するため、①原子力事業者は「**相互扶助**」の考え方にに基づき、それぞれ資金を拠出しあって備え、②必要な場合には**政府が損害賠償の支払等に係る援助を行う**仕組みを構築する。
- 機構は、東京電力による事故収束費用や電力の安定供給のための設備投資等についても融資等の資金援助を行う。

機構を通じた支援によって、**原子力損害賠償法上の賠償責任を有する事業者において、迅速かつ適切な賠償の実施が滞ることのないよう万全を期す**。



(参考) 原子力損害の範囲の判定指針と仮払いの実施状況について

損害賠償請求の手続が完了し、賠償金の支払いに至るまでには、通常、相当の時間を要すると見込まれる。こうした中、被害者の方々は当面の資金を必要としており、紛争審査会が策定する指針が対象とする事項について、**順次、スピード感を持って仮払い金が支給されることが極めて重要。**

既に、避難・屋内退避住民への仮払いは概ね完了。5月末からは、政府指示による出荷停止等を余儀なくされた農林漁業者に、6/10からは避難指示を受け操業停止となった中小企業者等に対して仮払いが開始。



**原子力損害賠償
紛争審査会**



**原子力発電所事故
経済被害対応チーム
関係閣僚会合**

東京電力 東京電力による損害賠償の仮払い金の支払い

第一次指針(4/28)

原子力発電所事故による
経済被害対応本部決定
(4/15)

第1弾
対象：政府指示による避難・屋内退避住民
仮払い額：100万円／1世帯（単身世帯は75万円）
実施状況：52,000世帯に支払完了（約488億円）。

第二次指針(5/31)

原子力発電所事故
経済被害対応チーム
関係閣僚会合決定(5/12)

第2弾
対象：政府指示により出荷制限を受けた農林漁業者等
仮払い額：出荷制限指示等による営業損害の2分の1
実施状況：5/31から支払開始したところ。

第二次指針追補版(6/20)

大臣談話(5/31)

第3弾
対象：避難区域等において営業損害を被った中小企業者
仮払い額：粗利相当額の2分の1
実施状況：6/10から支払開始したところ。

中間取りまとめ(7月中)

避難等対象者の精神的苦痛に対する損害見積額：880億円

損害賠償請求の本格化、仮払いに対するニーズ増大

我が国の原子力損害賠償制度の概要

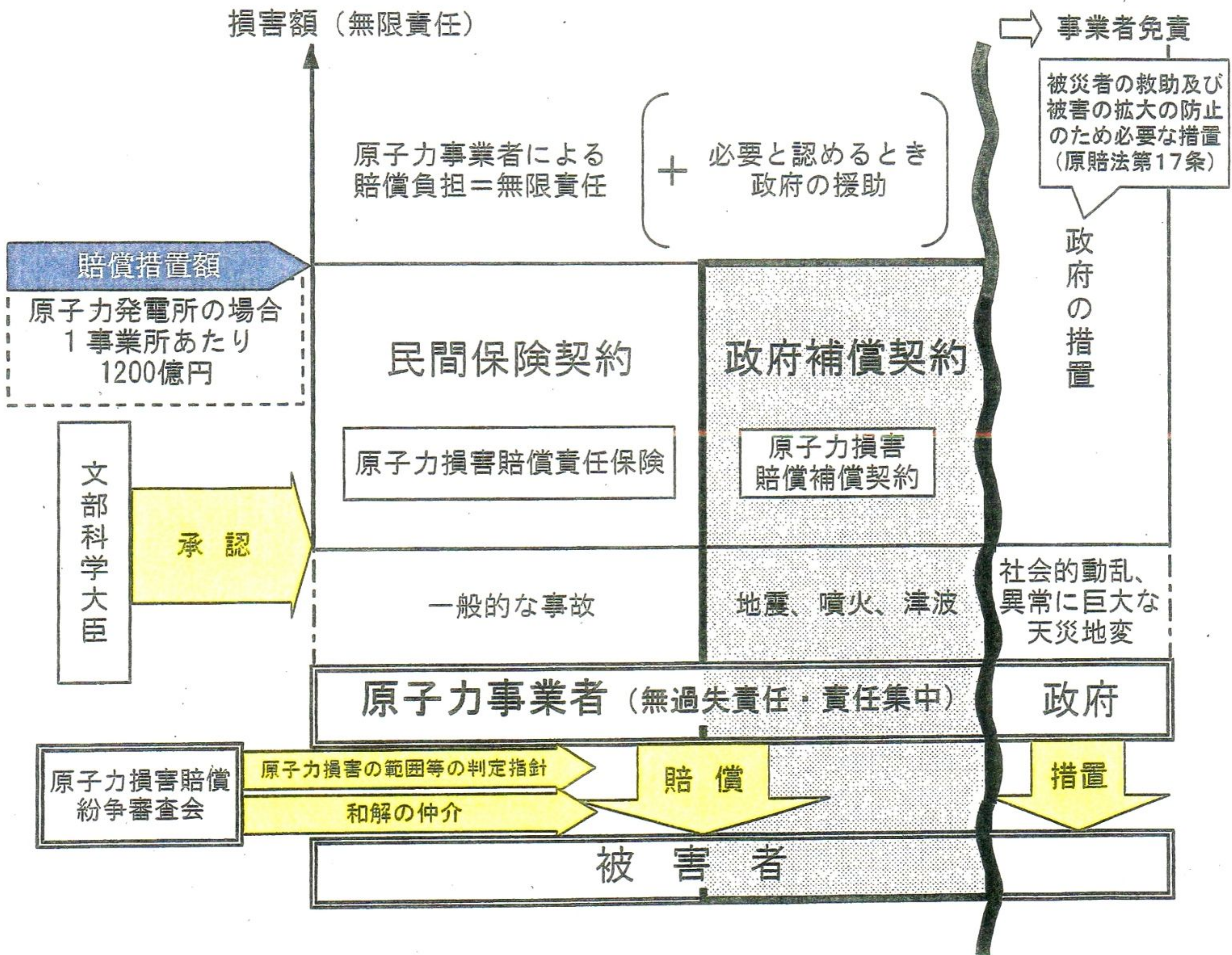
我が国では、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的として、以下のとおり原子力損害賠償制度を設けている。

【原子力損害の賠償に関する法律】

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。
(無過失責任、責任集中、無限責任)
- ※「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいう。
- 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を義務付け。
 - ＝ 原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）の締結
 - ＝ 原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）の締結
- 賠償責任が賠償措置を超える場合の政府の援助や異常に巨大な天災地変又は社会的動乱により原子力損害が生じた場合の政府の措置を規定。
- 和解の仲介や原子力損害の範囲等の判定指針を行う原子力損害賠償紛争審査会について規定。

【原子力損害賠償補償契約に関する法律】

- 民間保険契約で補えない損失を補償するため、政府と原子力事業者が締結する原子力損害賠償補償契約の締結や補償金の支払等について規定。



(参考)

原子力損害の賠償に関する法律 (抄)

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

(国の措置)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の二第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえると認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。